



化学物質管理規制コンサルティングサービスのご案内 —規制調査～分析～登録支援ワンストップサービス—

規制調査～分析～物質登録支援まで、ワンストップでご相談をお受けします

分析対応可能項目一覧

物理化学特性			
一般化学物質 ※ナノサイズに限定しない		ナノ材料	
融点・凝固点	比重	凝集・凝結状態	結晶相
沸点	蒸気圧	代表TEM写真	結晶サイズ
表面張力	粒度分布	ゼータ電位	粒度分布
水溶解度	かさ密度	水溶解度	かさ密度
引火点	可燃性	比表面積	表面修飾状態
爆発性	自然発火温度	光触媒性	空隙率
酸化性	溶剤中安定性	酸化還元電位	
分配係数	粘度	オクタノール-水分配係数	
解離定数			
安全性試験			
薬物動態試験	急性毒性	反復投与毒性	慢性毒性
生殖毒性	発達毒性	遺伝毒性	

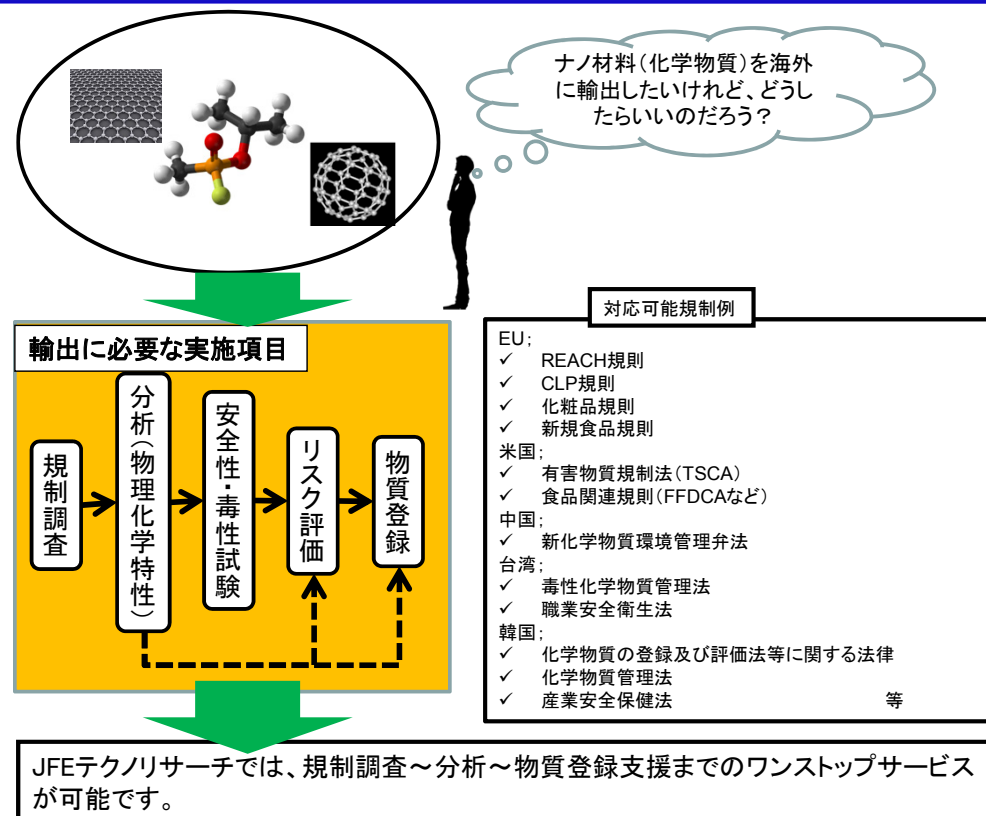
※ その他、生態毒性試験、環境中運命に係る試験等、ご相談ください。

JFEテクノロジーでは、化学物質の輸出に必要な各国の化学物質規制調査から分析、物質登録支援まで、ワンストップでご支援いたします。特に、ナノ材料に関しましては、官公庁での調査経験を生かし、各国の規制調査・対応支援、最新動向の情報収集・提供から特定のナノ物質の安全性情報の収集に至るまで、幅広くお手伝いさせていただきます。

化学物質管理規制調査

- ナノ材料の用途
日用品・・・塗料、抗菌加工、食品、食品パッケージ、日焼け止めなどの化粧品、コピー用トナー等
産業分野・・・さらにナノコンポジット、シリコンウェハー加工用研磨剤、リチウムイオン二次電池の電極添加剤等
幅広く使用され、今後一層の応用の拡大、量的増大が進む。
- 規制の動向
ナノ材料の有害性が未解明でリスク評価が十分に出来ていないことから、各国で予防的な規制がとられ始めている。
海外へのナノ材料の輸出を検討している企業にとっては、今後ますます輸出対象国に即したナノ材料特有の規制にいち早く対応していくことが求められる。

化学物質輸出に必要な実施項目とワンストップサービス



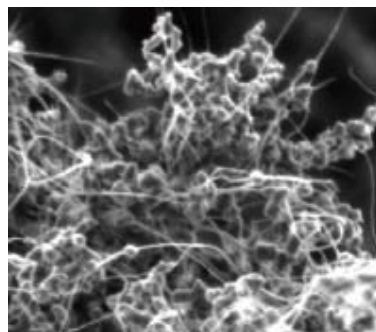
サービスの概要

規制調査～分析～リスク評価～物質登録までのワンストップサービス

- 海外に化学物質を輸出する場合には、対象国の所管官庁に新規化学物質を登録する必要があります(国によっては既存化学物質も必要)。特に、**ナノ材料**については、既存化学物質とは異なる物理化学特性を有する場合には、これまでとは異なる追加試験等の対応が必要となる場合があります。
- 当社では、EU、米国のほか、**中国、韓国、台湾**について、**規制調査から分析、リスク評価、物質登録までを一貫してサポート**することが可能です。お気軽にご相談ください。

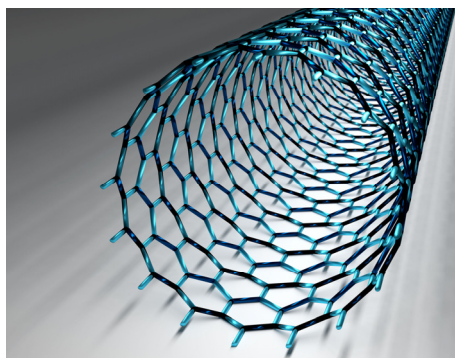
各国の化学物質管理規制調査

- 主要諸外国には化学物質管理に係る規制があり、**日本から海外に化学物質を輸出する際には、各国の規制への対応**が求められます。化学物質管理に係る規制は、米国ではTSCA、欧州ではREACH規制があり、その他アジア諸国は、米国型あるいは欧州型のどちらかの規制の枠組みを手本として、自国の規制を策定しています。
- お客様が開発された化学物質の海外への輸出の検討に当たっては、まず輸出候補とされている国における化学物質管理規制の枠組みを把握されることをお勧めします。
- 調査は、化学物質一般でも特定の化学物質についてでもお受け出来ます。



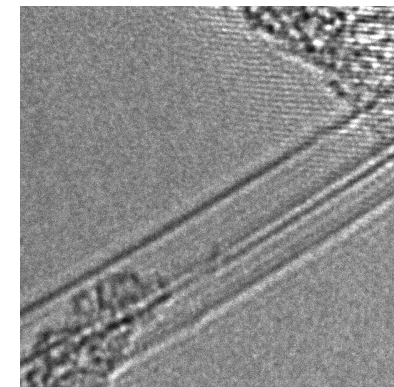
ナノ材料全般に対する化学物質管理規制における取扱い・対応支援

- **ナノ材料**は様々な用途開発が進められていることから、国際的にOECDを中心に化学物質管理規制の取扱いについて検討が進められています。ナノ材料の国際的に統一した定義がまだ確立されていないため、国ごとに、化学物質管理規制におけるナノ材料の取扱いは様々です。
- ナノ材料の安全性に関しては、サイズや存在状態(凝集)を考慮し各国の規制機関は慎重な対応をとっています。特に、CNT(カーボンナノチューブ)やCNF(カーボンナノファイバー)については繊維状であるために、アスベストと類似した挙動を示す可能性が指摘されており、米国TSCAにおいては、CNTについては用途を限定したSNUR(重要新規利用規則)が発行されています。
- また、化学物質管理規制の中でナノ材料について明確に指摘されていない国でも、各種関連ガイドラインが発行されている場合があります。
- ナノ材料そのもの、あるいはナノ材料を含む製品の海外への輸出を検討されている場合には、**候補対象国の規制におけるナノ材料の取扱い**について事前に把握されることをお勧めします。



ナノ材料全般に関する主要諸外国の規制最新動向の情報配信

- ナノ材料に係る規制は、国際的な検討の進展を背景として、各国における取扱いも日々変化しています。したがって、ナノ材料の輸出を検討されている場合には、**定期的に対象国あるいは世界の最新動向を把握**されることをお勧めします。
- 当社は、経済産業省の調査業務において、長年、主要諸外国(米国、EU等)のナノ材料に係る規制向を調査し、業界団体向けに毎月、調査結果を配信するサービスを提供してきました。
- お客様のニーズに合わせた頻度で、**主要諸外国のナノ材料の規制動向調査**を行い、その結果を**定期的に配信**することが可能です。



特定のナノ材料に関する安全性情報の収集

- **ナノ材料の安全性**に関しては、サイズや存在状態(凝集)を考慮して各国の規制機関は慎重な対応をとっており、ナノ材料の登録に当たっては事前の相談を求めているケースがあります。
- また、化学物質の製造者等は、登録した化学物質について、安全性についての最新の知見を常に把握しておくことが、化学物質管理規制の中で求められています。ナノ材料の安全性に係る研究は現在も盛んに行われており、毎年、注目すべき安全性に係る結果が学術論文や学会等で発表されています。
- **ナノ材料やナノ材料を含む製品**の開発に当たっては、安全性に係る最新の知見を把握しておくことも必要です。当社では、そうしたお客様のニーズに合わせて、**特定のナノ材料に関する安全性情報の収集や安全性知見の整理**をお手伝いします。

